

検討委員会報告書の骨子(案)

検討委員会報告書の目次(案)

1. はじめに

- ・環境配慮促進法の目的
- ・検討委員会の趣旨

2. 目指すべき姿

- ・2013年以降の中長期目標

3. 現状と課題

- ・環境経営・環境報告
- ・持続可能な消費と金融

4. 今後の施策の方向

- ・現状の促進策
- ・施策の方向性

5. 終わりに

補章 1. 諸外国における環境情報開示の動向

補章 2. 企業における環境目標にみるKPIの設定状況

補章 3. 環境報告（要約版）フォーマット（案）

1. はじめに

(環境配慮促進法の目的)

第一条 この法律は、環境を保全しつつ健全な経済の発展を図る上で事業活動に係る環境の保全に関する活動とその評価が適切に行われることが重要であることにかんがみ、事業活動に係る環境配慮等の状況に関する情報の提供及び利用等に関し、国等の責務を明らかにするとともに、特定事業者による環境報告書の作成及び公表に関する措置等を講ずることにより、事業活動に係る環境の保全についての配慮が適切になされることを確保し、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(環境報告書の記載事項等の策定について 一、趣旨、目的及び背景(抜粋))

今日の環境問題に的確に対応し、環境と経済が好循環する持続可能な社会を構築していくためには、事業者の自主的・積極的な環境配慮の取組が極めて重要となっている。こうした中、我が国では、環境報告書の作成・公表や環境マネジメントシステムの構築等、様々な手段を通じて、自ら進んで環境配慮を事業活動に組み込む事業者が増加しつつある。

様々な環境配慮の手段の中でも、環境報告書は、事業者が、社会に対して自ら開いた窓というべきものであり、事業者と様々な利害関係者との間のコミュニケーション手段として重要な役割を担うものである。環境報告書の普及によって、積極的に環境保全に取り組む事業者が関係者の理解や協力を得やすくなり、環境配慮の取組の促進に大きく寄与すると考えられる。事業者による自主的・積極的な環境配慮の取組を広めていくためには、環境報告書について、その信頼性、比較可能性の向上を図り、また、環境報告書の取組の裾野の拡大を推進するための制度的枠組みが必要となっている。

1. はじめに

(参考)

1. 検討委員会の目的

○グリーン経済への移行に向けて、事業者の環境に配慮した取組を更に進めるため、業種別の主要な環境課題や環境指標、バリューチェーン環境経営の地域促進体制、金融向けの環境情報開示、信頼性の評価方法等の整理・検討を行う。

○環境配慮促進法の施行状況に関する評価を行い、法の見直しの必要性に関する検討を実施する。

2. 検討委員会の概要

○大学、関係団体、民間企業等の14名の有識者から構成される「環境に配慮した事業活動の促進に関する検討委員会」を設置、2011年10月、11月、12月、2012年3月の合計4回の検討委員会を開催。

○第1回検討委員会では「環境経営と環境報告の現状、環境情報開示の方向性」、第2回検討委員会では「企業の環境情報開示の方向性、持続可能な消費」、第3回検討委員会では「持続可能な金融、環境情報の信頼性、環境報告の促進策」、第4回検討委員会では「」を議題として整理・検討を実施するとともに、環境配慮促進法の施行状況に関する評価を行い、法の見直しの必要性に関する検討を実施し、検討結果をとりまとめ。

2. 目指すべき姿

(第四次環境基本計画)

目指すべき持続可能な社会の姿 ⇒ ・低炭素・循環・自然共生の各分野を統合的に達成
・その基盤として、「安全」を確保

【重点分野】 経済・社会のグリーン化とグリーン・イノベーションの推進

- ・個人や事業者の環境配慮行動の浸透、環境配慮型商品・サービスの普及により、経済・社会のグリーン化を進める。
- ・技術革新、新たな価値の創出や社会システムの変革を含むグリーン・イノベーションを推進。2020年に環境関連新規市場50兆円超、新規雇用140万人創出を目指す。

- ・すべての大企業がグリーン調達を実施している。
- ・消費者に届く情報が提供できる。

- ・多くの投資家や金融機関が環境配慮を組み入れている。

環境経営の実践

グリーン経済

持続可能な
金融・消費

環境情報開示

環境経営の評価

- ・すべての大企業が環境報告を実施している。
- ・多くの中小企業が環境報告を実施している。

- ・利用者の目的に適合する重要な情報が開示されている。

- ・重要な情報に関する信頼性が向上している。

- ・多くの者が環境配慮の取組を評価できる。
- ・多様な評価手法が発達している。

⇒ 環境報告が経済システムで利用されるための仕組みが構築されている。

3. 現状と課題

環境経営・環境報告

(大企業による環境経営・環境報告の現状)

現状

- ISO14001(環境マネジメントシステム)は上場企業で79.3%、非上場企業で53.3%が取得。総じて売上高が高い企業ほど全社または一部の事業所で取得した割合が高いが、売上高が低い企業ほど関心がない傾向がある。
- 大企業の環境報告書の作成割合は、平成13年度の386社(約30%)から平成22年度には579社(約56%)に上昇。非上場企業は平成13年度の579社(約20%)から平成22年度には1068社(約37%)に上昇。
- 中長期目標については、対象企業80社のほぼ全ての企業で設定されており、CO2削減、廃棄物削減等の項目の設定が多かった。
- 環境経営の重要性は広く認識されており、経営戦略や、体制構築、ステークホルダーとの関係が重視。
- 海外では欧州を中心に財務報告に企業の発展や業績、状況を理解するために必要な環境的・社会的側面の分析が求められる傾向。
- また海外では、統合報告が2013年にフレームワークのとりまとめ、GRIが2013年にG4ガイドラインをとりまとめる予定。
- サプライ・チェーン・マネジメントについては、企業は一次仕入先等まで環境経営の評価を行っているところが6割程度を占めるが、将来的には二次・三次仕入れ先までの評価が必要と認識。
- 国内外において仕入れ先の環境経営を総合的・客観的に評価したり、仕入れ先と共同で環境配慮製品を開発する先進事例が増えている。

3. 現状と課題

環境経営・環境報告

(大企業による環境経営・環境報告の現状)

委員会での議論

財務報告、統合報告、SRI報告書等について

○ヨーロッパでは財務的影響が大きいファクターとしてESGがあるという認識のもと、財務報告に規制が入れられている。日本は対応できていないが、日本と欧州でリスクやチャンスの中身は変わらない。(上妻委員、荒井委員など、第1回)

○日本の会社が誰のために何をすればいいかわからない状況。そろそろ、上場や財務報告について、一定の義務又は責務として位置づけを法的に明確化し、社会が必須条件と思うことでマインドが変わってくるのではないかと思う。(佐藤委員、第1回)

○将来、投資家にとって統合報告書が非常に重要になり、数値化、比較可能性に結びつくのではないかと思う。文章であっても、比較できる枠組みが必要。(荒井委員、第1回)

○情報開示とともに、情報の質を高めることも重要。企業価値につながる情報開示であることが望まれる。(市村委員、第2回)

○非財務指標から企業価値を金融市場が正確に読み取ることができれば経済的インセンティブはついてくるはず。結局は、出し手より受け手の問題。リスク情報でなく、特にアップサイドの情報をどのように伝えていくかが非常に大事。(竹ヶ原委員、第2回)

○フォーマットの共通化、比較可能性は重要。ECの環境フットプリントは比較可能性を追求すると明確に言い始めている。(稲葉委員、荒井委員ほか、第1回)

○比較可能性は強調しすぎると求めているものが誰であるかを見失うことに留意。(後藤委員、第1回)。

○社会的にみると、数値情報での比較可能性をどのように担保するかという議論が進んでいる。しかし、企業の情報開示に関する姿勢と社会的に流通している数値情報の妥当性とのギャップがある。(稲葉委員、第1回)

○Scope1、2は手法の共通性がある。しかし、Scope3については、真値でないところの推定が必要であり比較可能性を高めることは困難。(実平委員、第1回)

○ISO26000のチェックリストなどフォーマットを共通化することは重要。(稲葉委員、第1回)

○環境報告の相当程度をXBRLに載せることができれば、証券会社は比較可能性を追求することができる。(後藤委員、第1回)

○CSR報告書は、SRという意味では、ISO26000などにきちんと対応して、バリューチェーンの隅々に至るまで社会的責任を果たしていると言うことを示している。(安井委員、第1回)

3. 現状と課題

環境経営・環境報告

(中小企業による環境経営・環境報告の現状)

現状

- ISO14001(環境マネジメントシステム)は上場企業で79.3%、非上場企業で53.3%が取得。総じて売上高が高い企業ほど全社または一部の事業所で取得した割合が高いが、売上高が低い企業ほど関心がない傾向がある。(再掲)
- 大企業の環境報告書の作成割合は、平成13年度の386社(約30%)から平成22年度には579社(約56%)に上昇。非上場企業は平成13年度の579社(約20%)から平成22年度には1068社(約37%)に上昇。(再掲)
- エコアクション21は認証・登録は平成16年度158件が平成23年には7240件に上昇。

委員会での議論

- 中小企業は環境までは手が回らないのが実情。せめて自分達が行える範囲で行えることを適正に評価してもらうためエコアクション21だけでも取り組もうと努力している企業もあるので、全ての企業に取り組みを進めるのは難しい(大石委員、第2回)
- 中小企業には環境情報開示が広まっていない。環境情報開示を通じて、企業の環境配慮の姿勢を促進することも目的。(上妻委員、第2回)

3. 現状と課題

環境経営・環境報告

(環境報告の信頼性に関する現状)

現状

○環境報告書の信頼性向上については、約第三者審査等からのコメントを受けている環境報告書の比率が29.4%で最も多く、次いで、「内部審査を実施」が22.6%、「第三者機関等による審査」が16.6%。

○国内では、環境報告ガイドライン2012年版がリリースされ、またサステナビリティ情報審査協会が、審査機関を認定し、サステナビリティ報告書等を作成した企業に対してマークの使用を認める制度(サステナビリティ情報審査・登録制度)を運営。他にも、複数の機関が環境報告書認証を実施。

○海外では、統合報告が2013年にフレームワークのとりまとめ、GRIが2013年にG4ガイドラインをとりまとめる予定。

委員会での議論

第3回委員会でご議論いただく予定

3. 現状と課題

持続可能な消費と金融

(持続可能な消費の現状と課題)

現状

- 消費者は環境配慮製品への関心は高いものの、製品購入動機にはつながらない傾向。
- 一方で環境関連情報の満足度は低く、取得する環境情報源は商品への表示、POP、パンフレットなど偏りがある。
- 国内外のNPO/NGOなどによって、環境への配慮が少ない企業への不買運動も広がり。
- サプライ・チェーン・マネジメントについては、企業は一次仕入先等まで環境経営の評価を行っているところが6割程度を占めるが、将来的には二次・三次仕入れ先までの評価が必要。
- 国内外において仕入れ先の環境経営を総合的・客観的に評価したり、仕入れ先と共同で環境配慮製品を開発する先進事例が増えている傾向。

委員会での議論

- 消費者に環境の意識を持ってもらうことは難しい問題。(安井委員、第1回)
- 事業者からの情報を読み取ることができない消費者が大多数。消費者に分かりやすい形で開示しなければ、消費行動につながらない。(大石委員、竹ヶ原委員、第1回)
- LCAを実施している企業は増えている。消費者からみて、環境にやさしい企業と環境報告書にどういう関係があるか分析が必要。(稲葉委員)
- 流通の重要性と環境報告への影響を検討すべき。(安井委員、佐藤委員など、第1回)
- イオンとして環境情報開示のはじまりは、世の中に出しているものの環境負荷を社会に認知させること。お客様に近いという意味ではマスメディアの1つという認識。(イオン田中様、第2回)
- 製品にこだわっている層に感情情報を出しても意味がない。こだわっていない層をいかに環境に向かわせるか。(稲葉委員、第2回)
- 何故EUはマークのようなものが普及しているのか背景を探るべき。(後藤委員)(これに対し)EUの消費者が必ずしも環境意識が高いわけではない。意識がいくのは価格と安全性。マークはリテイラーのマーケティング手段では。(上妻委員、第2回)
- 日本のマークは乱立しており、その信頼性が乏しい。(安井委員、第2回)

3. 現状と課題

持続可能な消費と金融

(持続可能な金融の現状と課題)

現状

- SRI投信の規模が米国で2兆ドル、欧州で2兆ユーロとなっているなか日本は8,000億円程度。
- 金融機関、年金基金は将来的にはSRIの影響が国内の金融分野でも大きくなると予測。一方で、年金運用先としてのSRI投資については、反対する意見もある。

委員会での議論

- ESG投資では、長期的な企業の価値をいかに伸ばしていくかという戦略の部分に焦点が当てられていることが重要。(荒井委員、第1回)
- 環境配慮している企業の株を優先的に購入するなど支援する仕組みづくりが必要。(実平委員、第1回)
- 金融においても、環境情報を通訳、翻訳をする人材が必要。(竹ヶ原委員、第1回)
- 環境報告が投資家や消費者向けのものであるならば、一般の人にも分かりやすいという観点が必要。(荒井委員ほか、第1回)
- 短期的な企業の戦略が成り立たないことがリスク。構造の大きな変化に上手く乗れるとチャンスになる。(荒井委員、第1回)
- 社会的責任もリスクファクターと強調して、これを開示しないと投資もできないという理屈付けが必要。経営者がコミットメントなどで、リスクはないと宣言させることが重要。(安井委員、第1回)
- 流通や災害・事故対策が重要になってきている。環境経営、環境報告の在り方は、これらの変化を含めて認識する必要。(佐藤委員、第1回)
- ナチュラルキャピタル(自然資本)の方向性を重視。(荒井委員、第1回)
- 昨年の委員会で投資家向けの環境報告書の数値情報の提供の在り方としてICT利用を打ち出している。(後藤委員、第1回)
- 非財務指標から企業価値を金融市場が正確に読み取ることができれば経済的インセンティブはついてくるはず。結局は、出し手より受け手の問題。リスク情報でなく、特にアップサイドの情報をどのように伝えていくかが非常に大事。(竹ヶ原委員、第2回)